



2022年4月25日

各 位

会 社 名 北陸電気工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 多田守男
(コード番号 6989 東証プライム)
問合せ先 常務取締役管理本部長 下坂立正
(TEL. 076-467-1111)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、2022年6月29日開催予定の第88回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 導入の目的

本制度は、当社の監査等委員を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 導入の条件

本制度が導入された場合には、当社の取締役会決議に基づき、次の対象年度に向けた事前交付での譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として、毎年、一定の時期に支給することになります。本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第83回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、上記の報酬枠とは別枠で、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき次の対象年度に向けた当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 20 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）といたします。各対象取締役への具体的な配分については、指名・報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年 20,000 株以内とします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなどの株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。その 1 株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。なお、当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、次の事項が含まれることとします。

- ①対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から取締役を退任または退職する日までの間、割当を受けた普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ②一定の事由が生じた場合には当社が当該株式を無償で取得すること

以上